

京都府告示第333号

平成25年度から平成28年度までにおける京都府立洛南病院医事業務に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請期間、方法等を次のとおり定めた。

平成25年6月18日

京都府知事 山田 啓二

1 委託する業務の種類

京都府立洛南病院医事業務（診療報酬請求事務その他の医事に関する業務及び入院患者小遣金管理補助に関する業務）

2 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(11)までのいずれにも該当しない者で、4に掲げる資格審査の項目について審査を受け、合格と判定されたものとする。

(1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(2) 審査基準日（平成25年4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績（200床以上の病院で診療報酬請求業務を継続して履行したものに限る。）を有しない者

(3) 京都府内に本社又は営業所等の設置をしていない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者

を含む。)

- (6) 受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者として、公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験又は一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査試験（２級以上）に合格した者を従事者の５割以上配置することができない者
- (7) 従事者に対する医事業務の遂行に必要な知識の修得、技能の向上のための研修システム及び体系的な研修プログラム並びに診療報酬請求精度向上のための組織的な対策システム及び対策マニュアルを整備し、又は策定していない者
- (8) 従事者に対する受託業務の遂行に必要な知識の修得及び患者接遇のための研修システムを整備していない者
- (9) プライバシーマークの登録又はISO27001の登録がない者
- (10) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (11) ５の(1)で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされている者

4 資格審査の項目

- (1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額及び流動比率
- (2) 審査基準日の従業員数
- (3) 審査基準日までの営業年数
- (4) 審査基準日の当該営業年度及び直前の営業年度を含む２営業年度における営業実績（200床以上の病院で診療報酬請求業務を継続して履行したものに限る。）

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

平成25年６月21日（金）から平成25年７月５日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 交付場所

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷２

京都府立洛南病院事務部会計課

電話番号(0774)32-5900

ウ 交付方法

交付期間中の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成25年６月28日（金）から平成25年７月８日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 営業実績調書（200床以上の病院で診療報酬請求業務を継続して履行したものに限る。）

イ 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

ウ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

キ 公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験又は一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査試験（2級以上）に合格した者を従事者の5割以上配置することができることを証明する書類

ク 診療報酬請求精度向上のための組織的な対策システムについて示したものと及び対策マニュアル

ケ 取引証明書又は契約書の写し

コ 従事者に対する受託業務の遂行に必要な知識の修得及び患者接遇のための研修システムの整備について示したもの

サ プライバシーマーク登録証の写し又はISO27001登録証の写し

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

2及び3について参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院医事業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2又は3の(1)若しくは(2)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる」と院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

12 その他

- (1) 一般競争入札の公告
京都府公報により公告する。
- (2) 問合せ先
5の(1)のイに同じとする。